

事 務 連 絡
令 和 2 年 1 月 24 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第15号又は第19号等による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（その 1 3）

令和元年台風第15号又は第19号等による災害発生に関し、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとしますので、管内市町村、介護サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

（令和元年11月28日付け事務連絡から、下線部及び別紙を更新）

記

1 に掲げる者については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 20 条第 1 項、第 48 条第 1 項、第 66 条第 1 項、第 78 条第 1 項、第 87 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 127 条第 1 項、第 140 条の 6 第 1 項、第 145 条第 1 項、第 155 条の 5 第 1 項、第 182 条第 1 項、第 197 条第 1 項及び第 212 条第 1 項、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 50 条第 1 項、第 69 条第 1 項、第 81 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 118 条の 2 第 1 項、第 135 条第 1 項、第 155 条第 1 項、第 190 条第 1 項、第 206 条第 1 項、第 238 条第 1 項、第 269 条第 1 項並びに第 286 条第 1 項、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 3 条の 19 第 1 項、第 24 条第 1 項、第 71 条第 1 項、第 96 条第 1 項、第 117 条第 1 項、

第 136 条第 1 項及び第 161 条第 1 項、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）第 22 条第 1 項、第 52 条第 1 項及び第 76 条第 1 項、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 1 項及び第 41 条第 1 項、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 1 項及び第 42 条第 1 項、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 1 項及び第 46 条第 1 項並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき市町村が定める基準の規定により利用料の支払いを受けることを、2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

また、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 5 項及び第 115 条の 47 第 8 項に規定する利用料については、その具体的事項を市町村において要綱等により定めることとしているが、これらについても、市町村において要綱等を改正することで、1 に掲げる者について 2 に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、介護保険施設等における食費・居住費については、自己負担分の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

（1）及び（2）のいずれにも該当する者であること。

（1） 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等に係る災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村のうち、令和 2 年 1 月 24 日午後 0 時時点で当該保険者の被保険者について、別紙に掲げる市町村の介護保険法第 9 条の被保険者であること。

（2） 令和元年台風第 15 号又は第 19 号等により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨

- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年3月末までの介護サービス分

3 介護サービス事業所等における確認及び介護報酬の請求等について

- (1) 上記 1 (2) の申し立てを行った者については、被保険者証等により、保険者が 1 (1) の市町村であることを確認するとともに、当該者の 1 (2) の申し立ての内容を利用者に関する書類に簡潔に記録しておくこと。
ただし、被保険者証等が提示できない場合には、氏名、住所、生年月日等を利用者に関する書類に記載しておくこと。
- (2) 本事務連絡に基づき猶与した場合は、利用料を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

別紙

市町村

(令和2年1月24日午後0時時点)

	都道府県	市町村
1	岩手県	大船渡市
2		久慈市
3		陸前高田市
4		釜石市
5		大槌町
6		普代村
7		野田村
8		洋野町
9	宮城県	仙台市
10		気仙沼市
11		名取市
12		多賀城市
13		岩沼市
14		登米市
15		栗原市
16		大崎市
17		富谷市
18		蔵王町
19		七ヶ宿町
20		大河原町
21		村田町
22		川崎町
23		丸森町
24		亘理町
25		山元町
26		松島町
27		利府町

28		大和町
29		大郷町
30		大衡村
31		色麻町
32		加美町
33		美里町
34	福島県	福島市
35		郡山市
36		いわき市
37		白河市
38		須賀川市
39		喜多方市
40		田村市
41		南相馬市
42		伊達市
43		本宮市
44		桑折町
45		国見町
46		大玉村
47		鏡石町
48		天栄村
49		下郷町
50		檜枝岐村
51		只見町
52		磐梯町
53		会津美里町
54		西郷村
55		泉崎村
56		矢吹町
57		棚倉町
58		鮫川村
59		石川町
60		玉川村
61		平田村

62		浅川町
63		古殿町
64		三春町
65		小野町
66		檜葉町
67		富岡町
68		川内村
69		大熊町
70		双葉町
71		浪江町
72		葛尾村
73		飯舘村
74	茨城県	日立市
75		土浦市
76		石岡市
77		常総市
78		常陸太田市
79		高萩市
80		北茨城市
81		常陸大宮市
82		大子町
83		神栖市
84		八千代町
85		守谷市
86		つくば市
87		ひたちなか市
88		かすみがうら市
89		桜川市
90	栃木県	宇都宮市
91		足利市
92		栃木市
93		佐野市
94		鹿沼市
95		日光市

96		大田原市
97		矢板市
98		那須塩原市
99		さくら市
100		塩谷町
101		那須町
102		那珂川町
103		那須烏山市
104		小山市
105		下野市
106		上三川町
107		茂木町
108		市貝町
109		壬生町
110	群馬県	前橋市
111		高崎市
112		桐生市
113		沼田市
114		館林市
115		渋川市
116		藤岡市
117		富岡市
118		安中市
119		榛東村
120		吉岡町
121		神流町
122		上野村
123		下仁田町
124		南牧村
125		甘楽町
126		中之条町
127		長野原町
128		嬭恋村
129		草津町

130		高山村
131		玉村町
132		千代田町
133		大泉町
134		みなかみ町
135		みどり市
136		東吾妻町
137	埼玉県	さいたま市
138		川越市
139		熊谷市
140		川口市
141		行田市
142		秩父市
143		所沢市
144		飯能市
145		本庄市
146		東松山市
147		春日部市
148		狭山市
149		深谷市
150		越谷市
151		蕨市
152		戸田市
153		入間市
154		朝霞市
155		志木市
156		和光市
157		新座市
158		富士見市
159		坂戸市
160		鶴ヶ島市
161		日高市
162		ふじみ野市
163		三芳町

164		毛呂山町
165		越生町
166		滑川町
167		嵐山町
168		小川町
169		鳩山町
170		ときがわ町
171		横瀬町
172		皆野町
173		長瀬町
174		小鹿野町
175		東秩父村
176		美里町
177		神川町
178		上里町
179		寄居町
180	千葉県	銚子市
181		館山市
182		木更津市
183		茂原市
184		君津市
185		富津市
186		袖ヶ浦市
187		八街市
188		富里市
189		南房総市
190		匝瑳市
191		香取市
192		山武市
193		大網白里市
194		横芝光町
195		大多喜町
196		鋸南町
197	東京都	大田区

198		世田谷区
199		北区
200		板橋区
201		練馬区
202		八王子市
203		立川市
204		昭島市
205		調布市
206		町田市
207		小金井市
208		日野市
209		福生市
210		狛江市
211		東大和市
212		武蔵村山市
213		稲城市
214		羽村市
215		あきる野市
216		瑞穂町
217		日の出町
218		檜原村
219		奥多摩町
220	神奈川県	川崎市
221		相模原市
222		平塚市
223		小田原市
224		茅ヶ崎市
225		秦野市
226		厚木市
227		伊勢原市
228		海老名市
229		座間市
230		南足柄市
231		寒川町

232		大井町
233		松田町
234		山北町
235		箱根町
236		湯河原町
237		愛川町
238		清川村
239	山梨県	富士吉田市
240		都留市
241		韮崎市
242		北杜市
243		笛吹市
244		上野原市
245		甲州市
246		市川三郷町
247		身延町
248		南部町
249		鳴沢村
250		富士河口湖町
251		小菅村
252		丹波山村
253	長野県	長野県
254		松本市
255		上田市
256		岡谷市
257		諏訪市
258		小諸市
259		伊那市
260		中野市
261		茅野市
262		塩尻市
263		佐久市
264		千曲市
265		東御市

266		安曇野市
267		小海町
268		南相木村
269		北相木村
270		佐久穂町
271		軽井沢町
272		御代田町
273		立科町
274		青木村
275		長和町
276		富士見町
277		原村
278		辰野町
279		宮田村
280		麻績村
281		生坂村
282		坂城町
283		高山村
284		山ノ内町
285		木島平村
286		飯綱町
287	静岡県	伊豆の国市
288		函南町

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 24 日

各 都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
介 護 保 険 計 画 課
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

令和元年台風第15号又は第19号等による被災者に係る利用料等の
介護サービス事業所等における取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第15号又は第19号等による災害発生に関し、「令和元年台風第15号又は第19号等による被災者に係る利用料等の介護サービス事業所等における取扱いについて（その13）」（令和2年1月24日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか事務連絡。）により、介護サービスに係る利用料の支払いが困難な者の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、介護サービス事業所等の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを介護サービス事業所等に直接配布する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

被災された方々が診療に見えた際には 下記の点にご留意ください。

1. 被保険者証等の提示がなくても介護サービスを 提供できます

被災により、利用者様が保険証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、
提示できない場合でも、利用者様の

- ・氏名
- ・生年月日
- ・住所
- ・負担割合

を確認し、介護サービスとして取り扱います。

2. 以下の方々については、令和2年3月末まで の介護サービスに係る窓口での利用料の支払いを 受け取る必要はありません

以下の(1)(2)の両方に該当する患者さんからは、窓口で利用料を受け取る必要はありません。(被災地以外の介護サービス事業所を利用された場合も同様です。)

※ 施設に入所されている方の食費・居住費については、従来どおり支払いを受けてください。

(1) 令和元年台風第15号又は第19号等に係る災害救助法が適用された一部の
市町村の介護保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「災害関連情報」>「令和元年台風第19号について」>「令和元年台風第19号
で被災された皆様の医療機関等での窓口での支払いは不要です」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

介護サービス事業所は、利用料の額も含めた全額を請求してください。

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 24 日

岩手県保健福祉部	}	御中
宮城県保健福祉部		
福島県保健福祉部		
茨城県保健福祉部		
栃木県保健福祉部		
群馬県健康福祉部		
埼玉県福祉部		
千葉県健康福祉部		
東京都福祉保健局		
神奈川県保健福祉局		
新潟県福祉保健部		
山梨県福祉保健部		
長野県健康福祉部		
静岡県健康福祉部		

厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第 15 号又は第 19 号等で被災した被保険者に係る利用料の
負担等の取扱いについて（リーフレット）

令和元年台風第15号又は第19号等による災害発生に関し、「令和元年台風第15号又は第19号等で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて（その2）」（令和2年1月24日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）により、市町村おける利用料の取扱いをお示ししているところですが、今般、別添のとおり、利用者の方々へのリーフレットを作成しましたので、本リーフレットを市町村の窓口で配布、掲示する等の方法により、本リーフレットをご活用いただき、管内市町村や介護サービス事業所等に広く周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。